

○津和野町水道事業給水条例施行規程

平成30年1月10日

水道事業管理規程第11号

目次

第1章 給水装置の工事及び費用(第1条—第13条)

第2章 給水(第14条—第19条)

第3章 料金及び手数料等(第20条—第31条)

附則

第1章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構成及び附属用具)

第1条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置の新設等の申込み)

第2条 津和野町水道事業給水条例(平成17年津和野町条例第174号。以下「条例」という。)

第5条第1項に規定する給水装置の新設、増設又は改造の申込みは、給水装置・新設・改造・修繕・臨時・工事申請書(様式第1号)の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 条例第5条第2項の規定により水道事業管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者は、当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置分岐同意書(様式第2号)

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地家屋使用承諾書(様式第3号)

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 誓約書(様式第4号)

(開発等の事前協議)

第4条 条例第7条の規定による協議は、開発給水協議書(様式第5号)の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申込者に開発給水協議に関する回答について(様式第6号)により回答する。

(給水装置使用材料)

第5条 管理者は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で

使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第10条第1項の規定により管理者が指定する構造材質は、次の基準により行う。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用料に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- 2 条例第10条第1項の規定により管理者が指定する材質は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項の規定により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が政令第5条に適合することを確認する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造業者又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造及び材質の基準に適合することを証明したもの

- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、同項各号の規定により管理者が指定した材質以外の材質を使用することができる。

- 4 管理者は、指定した材質について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認

めたときは、当該材質を制限することができる。

- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時的に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に著しく多様な給水施設を設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。ただし、取出管の口径は、配水管の口径以上でなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第8条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第9条 配水管又は道路の布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管

水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール・水道用ポリエチレン2層管(1種軟質)

配水用ポリエチレン管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管

水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール・配水用ポリエチレン管

ダクタイル鋳鉄管

- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、同項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

第10条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

(3) 点検及び引換作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第11条 条例第18条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(受水タンク以下の装置)

第12条 受水タンク以下の装置にメーターを設置する必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

(2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供されている部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用が異なるとき。

2 受水タンク以下の装置に量水器を設置する基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、管理者が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置することができる。

3 前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な措置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び引換作業を容易にできるものであること。

- 5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て条例第9条第1項に規定する管理者の指定した者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用人及び所有者が負うものとする。

(危険防止の装置)

第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2戸以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

第2章 給水

(給水管防護の措置)

第14条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の装置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第15条 条例第16条に規定する給水の申込みは、水道使用異動届(様式第7号)の提出をもつ

て行う。

(代理人の選定届等)

第16条 条例第17条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定(変更)届(様式第8号)により行う。

(メーターの損害弁償)

第17条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、メーター器亡失(毀損)届(様式第9号)を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、条例第19条第3項の規定によりメーターの損害額を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第18条 条例第20条各項の規定による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用異動届の提出をもって行う。

(2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径(用途)変更届(様式第10号)の提出をもって行う。

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第11号)の提出をもって行う。

(4) 給水装置の所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届(様式第12号)の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届(様式第13号)の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第19条 条例第23条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第14号)の提出をもって行う。

第3章 料金及び手数料等

(料金等の納入期限)

第20条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発したその月の末日とする。ただし、12月については、29日を末日とする。

2 その他の納入金の納入期限は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、

その差額を徴収し、又は還付する。この場合において、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量及び用途の認定基準等)

第22条 条例第26条の2の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常のあったときは、メーター取替え後の使用水量を基礎として日割計算により、異常のあった期間の使用水量を認定する。
- (2) メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の途中において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その2分の1の水量とする。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは見積量による。

(加入金の還付事由)

第23条 条例第31条第5項ただし書に規定する管理者が特に認めた場合は、給水期間が短期であり給水装置の新設後180日以内にこれを撤去するときとする。

2 前項の場合、水量料金は、臨時用を適用し、精算するものとする。

(工事負担金を伴う給水の申込み)

第24条 条例第32条第1項の規定による給水の申込みは、給水申込書(様式第15号)の提出をもって行う。

(工事負担金の額の決定等)

第25条 管理者は、条例第32条第1項の規定による給水の申込みを受け、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次条の規定により工事負担金の額を決定し、給水受諾通知書(様式第16号)により当該申込者に通知するものとする。

- 2 申込者は、前項の規定による通知を受けたときは、管理者の指定する日までに同項の工事負担金の額を納入しなければならない。ただし、管理者が特に理由があると認めるときは、分納することができる。
- 3 申込者が第1項の工事負担金を管理者の指定する日までに納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 4 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、管理者が配水管等の設置工事に着手する前に申込者が当該申込みを取り消したときは、この限りでない。

(工事負担金の額の算定)

第26条 条例第32条第2項に規定する工事負担金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 工事に要する費用

- ア 材料費
- イ 労務費
- ウ 諸経費
- エ 運搬費、消耗品又は工具損料費
- オ 設計手数料

(2) その他の費用

2 前項各号に規定する費用は、次により積算する。

- (1) 材料費、労務費又は諸経費は、管理者が別に定める設計単価表により算出した額
- (2) 運搬費は、材料費の5パーセント以下
- (3) 消耗品又は工具損料費は、材料費の1パーセント
- (4) 設計手数料は、工事費の5パーセント以内
- (5) その他の費用は、町が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用

(料金等の軽減又は免除)

第27条 条例第34条の規定による料金等の軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金及び加算加入金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因し、料金が前3箇月の使用水量の平均値を超える場合においては、前3箇月の使用水量の平均値を超える料金の3分の2の額を免除する。
- (4) その他管理者が公益上その他の理由があると認めたもの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書(様式第17号)の提出をもって行う。

3 管理者は、前項の規定による申請の提出があった場合は、速やかに調査の上、その処分を決定し、結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(公衆浴場営業)

第28条 条例第20条第1項第4号にいう公衆浴場営業とは、公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)第1条の2第1項に規定する一般公衆浴場であって、公衆の利用に供するため業として経営するものをいう。

2 前項に規定する公衆浴場営業において、水道を公衆浴場営業の用及びそれ以外の用に使用する場合の給水装置又は受水タンク以下の装置の構造は、公衆浴場営業の用とその他の用との使用水量を区分して計量できる装置でなければならない。

(措置命令)

第29条 条例第36条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第18号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(水道使用上の注意)

第30条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第31条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	供 覧

給水装置・新設・改造・修繕・臨時・工事申請書						
設置場所	津和野町		用途	家族人員 人		
装置申請者	津和野町		氏 名	㊟		
装置使用者	津和野町		氏 名	㊟		
給水装置分岐同意書(様式第2号) 私所有の給水装置から分岐することを承諾いたします。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決いたします。 承諾者 住所 氏 名 ㊟						
土地家屋使用承諾書(様式第3号) 本給水装置工事施行のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾いたします。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決いたします。 使用する土地家屋 承諾者 住所 氏 名 ㊟						
上記工事を施行したいので関係書類を添付の上申請いたします。 年 月 日 着工予定 年 月 日 竣工予定 年 月 日 指定業者名 ㊟ 給水装置工事主任技術者名 ㊟						
検査申請書 標記工事が本日竣工したので検査を申請します。 年 月 日 竣工日 年 月 日 検査日 年 月 日 検査員 ㊟						
材 料 名	寸 法	数 量	材 料 名	寸 法	数 量	

[illegible]

様式第4号(第3条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

誓 約 書

津和野町水道事業管理者 様

年 月 日

給水装置工事申込者
住 所 津和野町
氏 名 ④
給水装置工事の場所
津和野町

上記の給水装置工事施行について第三者から異議があっても、町に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

㊟

開 発 給 水 協 議 書

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議いたします。

- 1 給 水 場 所 津和野町
(対象地番全部を記入)
- 2 開発事業の名称(団地名)
- 3 開 発 目 的 (1) 宅地造成による土地分譲
(○で囲む。) (2) 宅地造成及び分譲住宅建築
(3) その他()
- 4 開発事業の概要 開発区域 m^2
計画地番高 最高 m 最低 m
区画数 区画
- 5 開発事業の予定時期 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 給 水 希 望 年 月 年 月
- 7 水道工事施行业者名
- 8 添 付 書 類 (1) 位置図 $S = 1 / 10,000$
(2) 計画平面図 $S = 1 / 1,000 \sim 1 / 2,500$
(3) 配水管布設計画平面図 同
(4) その他必要書類
(道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付)

様式第 6 号(第 4 条関係)

年 月 日

申請者 様

津和野町水道事業管理者

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 適 別紙給水協定書の締結を条件として同意します。
- 2 否 理由

給 水 協 定 書

津和野町水道事業管理者 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、乙が施行する に係る給水について、次のとおり協定する。

(給水計画)

第1条 甲は、乙が施行する次の事業に係る給水について同意する。

- | | | |
|--------------|------------|----------------|
| (1) 事業の名称 | (3) 開発区域面積 | m ² |
| (2) 所在地 津和野町 | (4) 区画数 | 区画 |

(給水施設)

第2条 乙は、当該団地の給水施設及び給水施設工事を実施するに当たっては、津和野町水道事業給水条例及び津和野町指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する法令を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設(既設配水管)より給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施計画)

第4条 乙は、前条の給水施設の実施計画に当たっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着工届、工程表並びに使用材料承認書を提出しなければならない。

(負担金等の納入)

第6条 乙は、津和野町水道事業給水条例の規定に基づく負担金等は、特別の定めがある場合は、給水開始の前日までに甲に納入しなければならない。

(工事の監督及び検査)

第7条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施行しなければならない。
2 乙は、工事が竣工した場合には、速やかに甲に竣工届を提出し、竣工の検査を受けなければならない。甲は、当該団地の給水施設工事の竣工届を受領した日から14日以内に検査を実施するものとする。

(給水施設の移管)

第8条 甲は、当該給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部 管布設法面管路敷地(幅員3.0m)を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第9条 甲は、当該事業の給水について、第7条第2項の竣工検査及び第6条に係る工事負担金が納入された日から給水を開始する。

(かし担保)

第10条 乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める期間、年間又は工事目的物をかし担保する責めを負う。

(1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他の土地の工作物又は地盤のかし 2年

(2) 前号に掲げるかし以外のかし 年

(協定書の効力)

第11条 本協定は、締結の日から2箇年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第12条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定める。本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各々その1通を保管する。

年 月 日

甲 津和野町 番地

津和野町水道事業管理者

乙

様式第7号(第15条、第18条関係)

管理者	課長	課長補佐	係長	担当者

津和野町水道事業管理者様

水道使用異動届						
徴収 番号	検針 区域	検針 順路	枝番	配水 池コード	用途 コード	料金 コード

届 出 人	住所	津和野町	申込日	年月日	停・開栓日	年月日	受付日	年月日
	氏名							

水道料金請求先住所
津和野町氏名

支 払 方 法	今日現在	3	口座振替	金融 コード	1	合銀	4	郵便局	口座番号
	1 集金	4	口座振替予		2	信金	5	労金	
	2 振込み	5	その他		3	農協			

口径	番号指針	桁数	検満	取付位置	メーカー	施行業者	取付年月日

新品メーターNo.	
-----------	--

☐ 新設
☐ 開栓
☐ 再開栓
☐ 停水
☐ 閉栓
☐ 名変
☐ メーター交換 旧メーター指針()

システム処理日
年 月 日
月分 から・まで

個人情報作成

年 月 日

様式第 8 号(第 16 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

メーター検針簿	処理	年	月	日	担当者印
メーター台帳	処理	年	月	日	担当者印

代 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

給水装置所有者

住 所
氏 名

次のとおり代理人を選定(変更)しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	津和野町	番地
代理人の住所氏名		

様式第9号(第17条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

メーター検針簿	処理	年	月	日	担当者印
---------	----	---	---	---	------

メーター台帳	処理	年	月	日	担当者印
--------	----	---	---	---	------

メーター器亡失(毀損)届

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

給水装置使用者(給水装置所有者・給水装置管理人)

住 所
氏 名

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失(毀損)しましたのでお届けいたします。
なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の設置場所	津和野町	番地
(理由)		
メーターの種別 口径 mm 番号		
有効年限 年 月 取付 年 月 日		

様式第 10 号(第 18 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

メーター検針簿	処理	年	月	日	担当者印
メーター台帳	処理	年	月	日	担当者印

給水装置口径(用途)変更届

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

給水装置使用者

住 所
氏 名

次のとおり給水装置の口径(用途)を変更したいので届け出ます。

給水装置の設置場所	津和野町		番地
給水装置の番号			
口 径 別 (mm)	新	13・20・25・30・40・50・75・100 ()	
	旧	13・20・25・30・40・50・75・100 ()	
	新	一 般 用 ・ 公衆浴場営業	
	旧	一 般 用 ・ 公衆浴場営業	
変 更 年 月 日	年 月 日		

様式第 11 号(第 18 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

メーター検針簿 処理

無 収 水 量

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

津和野町水道事業管理者

様

消火栓使用者

住 所

氏 名

次のとおり消火栓を演習用に使用したいので届け出ます。

消火栓設置場所	津和野町	番地
消火栓の種別	地上式 ・ 地下式	
演習使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	

(処 理)

年 月 日 時 分から 時 分まで 使用水量 トン

様式第 12 号(第 18 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

給水台帳 処理

年 月 日

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

給水装置所有者

住 所 津和野町
氏 名

次のとおり給水装置の所有者を変更したので届け出ます。

給水装置の設置場所	津和野町 番地
給水装置 旧所有者氏名	津和野町 氏 名
変更年月日	年 月 日

様式第 13 号(第 18 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

無収水量 処理 認定簿

年 月 日

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

住 所 津和野町消防団
氏 名 団 長
(町総務財政課提出)

消防用として次のとおり水道を使用したので届け出ます。

火災発生	日 時	
	場 所	津和野町 番地

場 所	栓 数	時 間	水 量
		自 午 時 分至 午 時 分 分間	
		自 午 時 分至 午 時 分 分間	
		自 午 時 分至 午 時 分 分間	
		自 午 時 分至 午 時 分 分間	
		自 午 時 分至 午 時 分 分間	
計		時間 分	

様式第 14 号(第 19 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

給 水 装 置
水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

請 求 者

住 所 津和野町
氏 名

次の理由により 給水装置
水 質 の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 津和野町
- 2 検査請求の理由(なるべく詳細に記入してください。)

(注) 給水装置
水 質 について該当する箇所を○で囲んでください。

様式第 15 号(第 24 条関係)

津和野町水道事業給水条例第 32 条の規定による給水申込書				
津和野町水道事業管理者			年 月 日	
様				
申 込 者			住 所	
			氏 名	
次のとおり津和野町水道事業給水条例第 32 条の規定(工事負担金)による給水を申し込みます。				
給 水 場 所	津和野町			
使 用 予 定 水 量	1 日 立方メートル			
使用開始予定年月	年 月			
給 水 方 式				
開 発 行 為 許 可 建 築 確 認 番 号	第 号			
建設計画内容	種 別	建設戸数又は床面積	使 用 人 数	摘 要
	一 般 住 宅	(戸・㎡)	(人)	
	事務所・店舗			
	工 場			
	その他の施設			
(注意) 関係図書を添付してください。				

様式第 16 号(第 25 条関係)

給 水 受 諾 通 知 書

年 月 日

様

津和野町水道事業管理者

年 月 日あなたがされた津和野町水道事業給水条例第 32 条の規定による次の給水申込みについては、工事負担金 円を 年 月 日までに納付することを条件として、受諾します。

1 給 水 場 所

2 給水予定水量 1 日 立方メートル

特 記 事 項

様式第 17 号(第 27 条関係)

管 理 者	課 長	課長補佐	係 長	担 当 者

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

津和野町水道事業管理者 様

申 請 者

住 所 津和野町
氏 名

津和野町水道事業給水条例第 34 条の規定により、水道事業納付金について軽減(免除)していただきたく下記のとおり申請します。

記

- 1 水道納付金の種類
- 2 軽減(免除)を受ける前の金額
- 3 軽減(免除)の申請額
- 4 申請の理由

様式第 18 号(第 29 条関係)

(表)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の
使用者氏名
又は
給水装置の
所有者氏名

様

津和野町水道事業管理者

津和野町水道事業給水条例第 36 条の規定に基づき、次のとおり指示します。

- 1 給水装置の設置場所
- 2 措置指示事項

(裏)

津和野町水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第 22 条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置の検査等)

第 35 条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第 37 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(2) 水道の使用者等が正当な理由がなくて、第 26 条の使用水量の計量又は第 35 条の検査を拒み、又は妨げたとき。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号・様式第3号 略

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第15条、第18条関係)

様式第8号(第16条関係)

様式第9号(第17条関係)

様式第10号(第18条関係)

様式第11号(第18条関係)

様式第12号(第18条関係)

様式第13号(第18条関係)

様式第14号(第19条関係)

様式第15号(第24条関係)

様式第16号(第25条関係)

様式第17号(第27条関係)

様式第18号(第29条関係)